平成２８年（フ）第５９５号
京都市伏見区向島上林町７番地３第三芳月ハイツ10、申立時の住所大阪府和泉市和田町212番地の９
債務者　北野　美保（旧姓野村）
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６０６号
大阪府泉佐野市新安松１丁目１番７号岡本方、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目32番８号パレスアルファⅡ101号
債務者　岡本　篤明
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６０７号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１　泉佐野長滝住宅１―304
債務者　齊藤　聡子（旧姓山梨）
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６０８号
大阪府貝塚市三ツ松2258番地５、住民票上の住所大阪府泉佐野市俵屋409番地
債務者　木元　倫代
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６１２号
大阪府岸和田市野田町２丁目16番10―103号、前住所大阪府岸和田市春木旭町24番８号
債務者　柏原　慶子
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６１３号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東３丁目18番27―102号
債務者　谷庭麻衣子
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１２０号
札幌市北区篠路５条３丁目２番11号
債務者　宮崎瑠理子
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１７２号
札幌市南区石山東３丁目12番６―203号
債務者　橋場　雅之
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２０８号
札幌市南区川沿11条１丁目５番３―301号
債務者　吉村　彩加
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２１２号
札幌市北区新琴似５条10丁目１番16号　シティハイムＨＡＭＡＹＡ２Ｆ
債務者　牧　　博史
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２１８号
札幌市西区八軒７条西10丁目１番60―902号
債務者　伊藤　貴樹
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２２９号
札幌市豊平区西岡４条８丁目５番３号　ヤハタマンション３号
債務者　山本眞喜子
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２３４号
札幌市白石区菊水元町１条４丁目１番36号
債務者　古川　恭子（旧姓大木）
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２３９号
札幌市中央区北11条西14丁目１番20―402号
債務者　内田　　唯（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２４５号
札幌市北区あいの里４条３丁目12番１号
債務者　藤本　浩介
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２５５号
札幌市手稲区富丘５条４丁目14番１号　第３コーポ藤203号
債務者　佐伯　孝博
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２６４号
札幌市東区北７条東７丁目12番地11　道営・光星第４団地Ｃ棟1113号
債務者　吉田　光伺
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部